

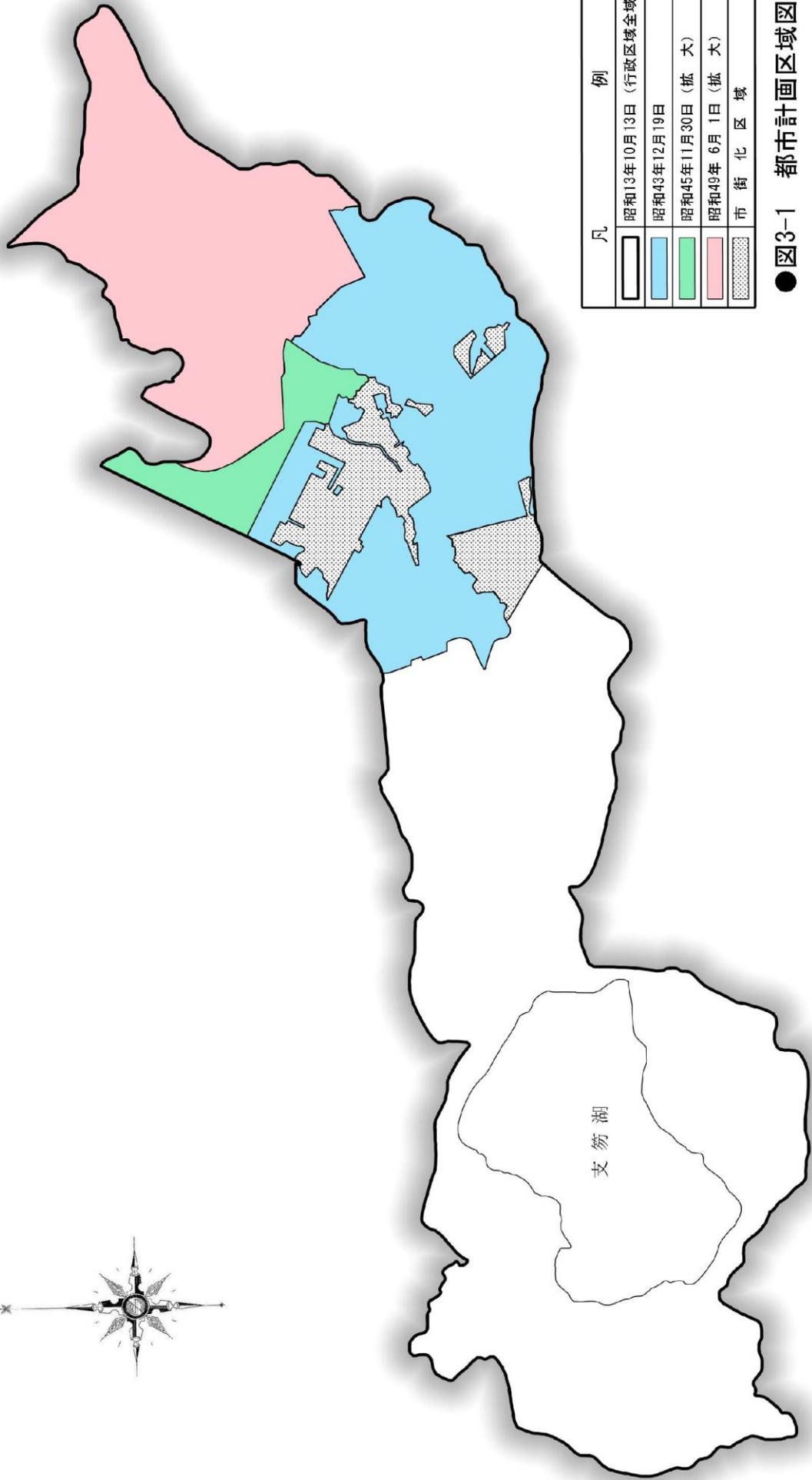
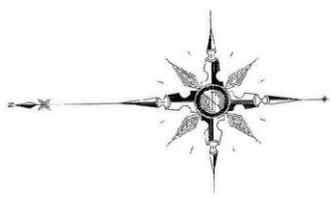
### Ⅲ 都市計画区域と区域区分

#### Ⅲ－１ 都市計画区域

都市計画区域は、自然的及び社会的条件並びに人口・土地利用・交通量・その他建設省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定することとなっています。

□都市計画区域の変更経過

	告示年月日	告示番号	面積 (ha)	備 考
千 歳 市	昭和13年10月13日		約59,436	行政区域全域
	昭和43年12月19日	建設省告示第3665号	約13,651	
	昭和45年11月30日	北海道告示第2897号	約16,600	
	昭和49年 6月 1日	北海道告示第1872号	約27,570	



● 図3-1 都市計画区域図

## III-2 区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）

都市計画では、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分しています。この制度を「区域区分」といい、一般的に「線引き」と呼ばれています。

### ①市街化区域

市街化区域は既に市街地を形成している区域（既成市街地）とおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

- ・道路、公園、下水道などを重点的に整備するほか、区画整理や再開発などの面的整備事業を実施。
- ・一定規模の開発行為は開発許可が必要。
- ・農地転用許可は不要（届出のみ）。

### ②市街化調整区域

市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域。

- ・都市基盤施設整備や面的整備事業は原則として行わない。
- ・原則として開発禁止。開発を行う場合には農林漁業用など特定の場合を除き許可が必要。
- ・農地転用に際しては許可が必要。

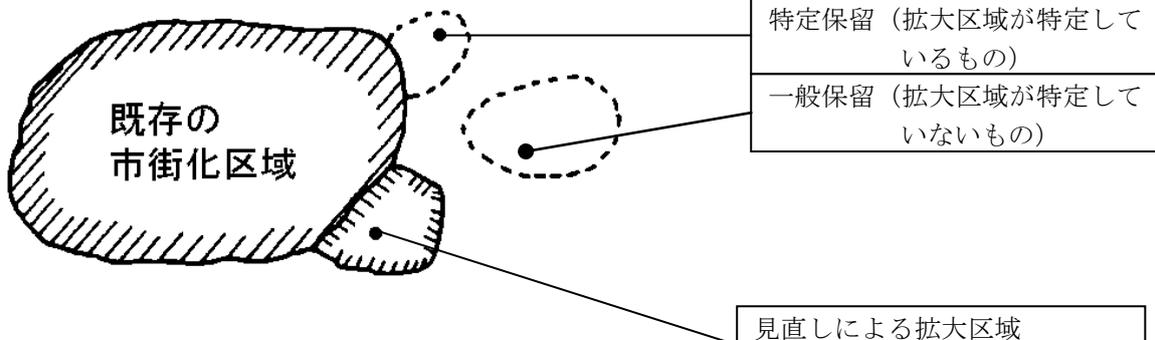
### ③区域区分の変更（線引きの見直し）

区域区分（線引き）については、計画的な市街化整備の見通し、公共施設の整備状況などをふまえて、概ね5年ごとの都市計画基礎調査の結果を基に行われる定期見直しのほか、人口フレーム保留方式の活用などによる随時変更によって、適時適切な見直しを行っています。

※平成13年5月18日施行の都市計画法改正により、市街化区域と市街化調整区域との区分を「区域区分」と呼ぶようになった。

### ④人口フレームの保留方式

将来想定人口の一部を保留しておき、その範囲内で、計画的な市街地整備の見通しがたった地区について随時、市街化区域に編入できます。



□市街化区域及び市街化調整区域の変更経過

告示年月日	告示番号	区分	面積 (ha)	備考	図面番号
昭和46年 5月15日	北海道告示第1511号	市街化区域	1,518	当初線引き	
		市街化調整区域	15,082		
昭和49年 7月 1日	北海道告示第2234号	市街化区域	1,596		①
		市街化調整区域	25,974		
昭和53年 6月30日	北海道告示第2053号	市街化区域	2,035	第1回線引き見直し	②
		市街化調整区域	25,535		
昭和59年 8月16日	北海道告示第1489号	市街化区域	2,280	第2回線引き見直し	③
		市街化調整区域	25,290		
昭和61年 4月21日	北海道告示第 606号	市街化区域	2,491		④
		市街化調整区域	25,079		
昭和63年 3月31日	北海道告示第 468号	市街化区域	2,549		⑤
		市街化調整区域	25,021		
平成 3年 9月27日	北海道告示第1501号	市街化区域	2,613	第3回線引き見直し	⑥
		市街化調整区域	24,957		
平成 5年 4月 9日	北海道告示第 524号	市街化区域	2,677	保留解除 (祝梅南部地区)	⑦
		市街化調整区域	24,893		
平成 5年 9月14日	北海道告示第1435号	市街化区域	2,700	保留解除(北信濃A地区・ 北信濃C地区)	⑧
		市街化調整区域	24,870		
平成 6年10月25日	北海道告示第1623号	市街化区域	2,892	保留解除(美々地区)	⑨
		市街化調整区域	24,678		
平成 7年11月24日	北海道告示第1785号	市街化区域	2,954	保留解除(根志越第3 地区・柏台0A地区)	⑩
		市街化調整区域	24,616		
平成10年 5月 6日	北海道告示第 732号	市街化区域	3,023	第4回線引き見直し	⑪
		市街化調整区域	24,547		
平成10年11月 6日	北海道告示第1900号	市街化区域	3,041	第1回保留解除 (蘭越第2地区)	⑫
		市街化調整区域	24,529		
平成11年11月 5日	北海道告示第1847号	市街化区域	3,114	第2回保留解除 (みどり台地区)	⑬
		市街化調整区域	24,456		
平成12年 3月31日	北海道告示第 569号	市街化区域	3,120	第3回保留解除 (北信濃第三地区)	⑭
		市街化調整区域	24,450		
平成13年 3月30日	北海道告示第 563号	市街化区域	3,130	第4回保留解除 (勇舞第2地区)	⑮
		市街化調整区域	24,440		
平成14年 3月26日	北海道告示第 504号	市街化区域	3,135	第5回保留解除 (北光地区)	⑯
		市街化調整区域	24,435		
平成16年 2月 6日	北海道告示第 135号	市街化区域	3,135	第5回線引き見直し	—
		市街化調整区域	24,435		
平成20年 3月28日	北海道告示第 217号	市街化区域	3,167	第1回保留解除 (北陽高校前地区)	⑰
		市街化調整区域	24,403		
平成20年10月31日	北海道告示第 696号	市街化区域	3,176	第2回保留解除 (あずさ地区)	⑱
		市街化調整区域	24,394		
平成23年 3月29日	北海道告示第 216号	市街化区域	3,176	第6回線引き見直し	—
		市街化調整区域	24,394		
平成25年10月18日	北海道告示第 683号	市街化区域	3,226	第1回保留解除 (平和地区)	⑲
		市街化調整区域	24,344		

● 图3-2 市街化区域及び市街化調整区域图

